

DDR 経済政策に関する重要関係法令 (IX)

百 濟 勇

I-1 はじめに

(外国語部論集 第22号)

2 「DDRにおけるコンビナートの発展と経済管理制度の改善」

ワルター・ブーリアン

(Prof. Dr. sc. Walter Burien)

(外国語部論集 第22号)

II-1 Verordnung über die Aufgaben, Rechte und Pflichten der volkseigenen Betriebe, Kombinate und VVB vom 28. März 1973

(外国語部論集 第8号, 第9号)

2 Verordnung über die volkseigenen Kombinate, Kombinatbetriebe und volkseigene Betriebe vom 8. November 1979

(外国語部紀要第15号)

3 Anordnung über die Finanzierungsrichtlinie für die volkseigene Wirtschaft vom 14. April 1983

(外国語部論集 第24号, 第25号)

4 Verordnung über den Beitrag für gesellschaftliche Fonds vom 14. April 1983

(外国語部論集 第24号)

5 Verordnung über die Produktionsfondsabgabe vom 14. April 1983

(外国語部論集 第24号)

6 Verordnung über die Kreditgewährung und Barkontrolle der sozialistischen Wirtschaft—Kreditverordnung vom 28. Januar 1982

(外国語部研究紀要 第18号)

7 Verordnung über weitere Vervollkommnung der wirtschaft-

lichen Rechnungsführung vom 28. Januar 1982

(その1. 外国語部論集 第30号, 本号 その2)

- 8 Verordnung über produktgebundene Aufgaben und Preisstützungen vom 1. Juli 1982
- 9 Anordnung über die zentrale staatliche Kalkulationsrichtlinie zur Bildung von Industriepreisen vom 17. November 1983
- 10 Anordnung über die Anwendung der wirtschaftlichen Rechnungsführung in Forschung und Entwicklung vom 23. November 1982
- 11 Verordnung über die Entwicklung und Sicherung der Qualität der Erzeugnisse vom 1. Dezember 1983
(外国語部紀要 第17号)
- 12 Verordnung über Bestell- und Lieferbedingungen Roh- und Werkstoffe sowie Zuliefererzeugnisse—Bestell- und Lieferbedingungen—Verordnung vom 5. Januar 1984
- 13 Statut der Staatlichen Plankommission—Beschuß des Ministerrates vom 9. August 1973 (外国語部論集 第28号)

計画に基づく経済計算の一層の完成化に関する政令 (その2)

1982年1月28日

第5章 工業品価格の分野での課題

第25条

コンビナート総ディレクター及び(コンビナート所属)企業長は、以下の事項が効果的に支援されるように、工業品価格の分野における国家課題の実施に際して委託された以下の責任を遂行しなければならない:

—科学・技術進歩の促進, その(科学・技術進歩の)経済的最大限度及び製品のより高度な品質への挑戦;

- 労働生産性の大幅な向上；
- 原料及び燃料の利用の抜本的な改善；
- 広範な社会主義的合理化を含む内包的拡大再生産；
- 生産消費及び原価の低減並びに；
- 効率向上に基づく生産増大。

第26条

(1) コンビナート総ディレクターは、経済計算の枠内で工業品価格の有効性に関する独自の分析に基づいて、工業品価格の計画的改定に必要な勧告 (Empfehlungen) を、所轄大臣及び価格庁長官 (Leiter des Amtes für Preise) に提示する権利を有する。その際、費用 (Kosten) の低減、より強力な内包化、かつ生産増大及び労働効率の向上を助長するような目的設定に基づかなければならない。

(2) 超過の利潤を達成している企業価格 (Betriebspreise) は、年次毎の工業品価格の改定の枠内で計画的に引き下げなければならない。コンビナート総ディレクター及び工業大臣の (企業価格の計画的引下げに関する) 提案は、第1項に基づく勧告に包含しなければならない。当該製品の工業品納付価格 (Indurieabgabepreis)¹⁾ は、変更されない。計画的に引き下げられた企業価格と据え置かれた工業品納付価格との差額は、生産物関連納付金として国庫に納入する。

訳者注 1) 工業品納付価格は、人民所有企業 (コンビナートも含む) では企業価格 (原価プラス利潤) 及び様々な形態での中央国庫への納付金 (例えば 生産納付金及びサービス業務納付金) を合計したものである。非人民所有企業では、工業品納付価格は、企業価格、消費納付金並びに販売税や事業税から講成されている。

(3) コンビナート総ディレクター及び (コンビナート所属) 企業長は、勤労者が、経済計算の枠内での計画的価格改定に基づく工業品納付価格を費用削減のために効果的に利用する事を保証しなければならない。

百 濟

第27条

(1) コンビナート総ディレクターは、法令に基づいた価格・業積・比率(Preis-Leistung-Verhältnis)に応じた費用基準値及び価格基準値(Kosten-und Preisvorgaben)並びに新製品及び新規改良製品の工業品納付価格に対する諸提案作成の際には、とりわけ以下の事項に関して

——予測される国際的科学・技術水準を十分に考慮しなければならない；

——質量・業積・比率(Masse-Leistungs-Verhältnis), 特殊的なエネルギー支出比率, 所要空間比率及び所要平面比率のような世界市場で通用する(国内)製品に重要なパラメーター(数値)をより高く設定し, さらに；

——企業が計算した費用(Kosten)を厳しい尺度で査定し, かつコンビナート及び(コンビナート所属)企業の費用計画及び財政計画の基礎になっている規律, ノルマチーフ, リミット及び指標(Kennziffer)の遵守を確保しなければならない。

(2) 「義務ノート」の承認に責任ある長(Leiter)は, 新製品及び新規改良製品に対して決められた厳しい経済的及び科学・技術的目標設定を考慮した原価及び工業品納付価格に対する最大値(Obergrenzen)が, 「義務ノート」により承認される事を保証しなければならない。最大値(設定)から生じる特例費用基準値(Kostenvorgaben)及び特例価格基準値(Preisvorgaben)は, 工業品価格承認の際には認められない。

(3) コンビナート総ディレクターは, 特例費用基準値及び特例価格基準値並びに工業品価格に関して規定している第1項及び第2項に従って(必要な)課題を負わなければならない。

第28条

コンビナート総ディレクター及び(コンビナート所属)企業長は, 高い効率性を達成するために, 以下の事項の製造に対して法令で定めた価格割増(Preiszuschläge)を適用しなければならない；

DDR 経済政策に関する重要関係法令 (IX)

- 低い材料支出及び付加価値の高い製品；
 - 優れた品質，グッド・デザイン及び高い輸出収益性をもった製品。
- 当該価格割増は，製造者及び購入者に原則的に統一して適用する。

第29条

価格庁長官は，製品が付加価値が不十分で，かつ輸出収益性が低下するような技術的に時代遅れであるとか，極端に高いエネルギー消費を引き起こしているか，或は質量・業績・比率が不十分であるような製品を製造しているコンビナート及び（コンビナート所属）企業に対して，生産者の価格引下げを決定しなければならない。

第6章 コンビナート及び企業の外国貿易業務に対するより高い責任

第30条

コンビナート及び（コンビナート所属）企業は自己の輸出力を，要求度の高い外国貿易課題を解決するために増大させ，かつ輸出入効率を同時的に大幅に改善する際には，輸入の出来る限りの削減を保証しなければならない。そのために，とりわけ総合的企業収益及び輸出に対する高い業績査定と追加報奨金との関係を，外国貿易課題達成へのコンビナート及び企業の高い責任の自覚を強化するために，整合性をもたせ，かつ完全なものにしてゆかなければならない。

第31条

(1) コンビナートの総ディレクターは，輸出商品の生産及び引き渡し以上に，NSW-輸出による計画的な外貨獲得の確保に義務を負う。当該責任は，コンビナートに所属している外国貿易企業或は外国貿易企業の外国貿易部門を経て実現されるその他のコンビナート及び企業の輸出からの計画的な外貨獲得の確保をも包括する。そのために1982年（会計年度）からNSW-輸出による外貨獲得

百 濟

に関する国家計画指標は、外国貿易企業又は外国貿易企業の外国貿易部門を管轄しているコンビナート並びにその他の中央所轄コンビナートにも適用されねばならない。

(2) 外国貿易省は、第1項に従って外貨獲得に関する国家計画指標を達成する義務を負い、かつ輸出及び輸入に必要なあらゆる外貨管理手続きに関する厳格な中央指導を保証しなければならない。

第32条

(1) コンビナートは、総合的企業収益の中で、以下の事項の収益を包括的に明らかにしなければならない：

——国内及びその他の販売からの収益、

——輸出による収益、

——コンビナート所属外国貿易企業の企業収益。

(2) コンビナート所属外国貿易企業は、自己の企業収益から、自己の業績に基づかない利潤及び純利潤控除を最低限計画額で外国貿易省を通じて国庫へ納付しなければならない。

(3) 外国貿易省は、マージン額 (Handelsspannensätze) 及び年次毎の純利潤控除に関する中央決定に従って、外国貿易企業の流通費 (Zirkulationskosten) の推移 (Entwicklung) に適用する統一的な国民経済的基準 (Maßstäbe) の遵守を確保しなければならない。

(4) コンビナート総ディレクターは、(所属する) 個々の企業で生じた輸出欠損への融資のために、輸出により獲得した利潤によりカバーしなければならない。

第33条

(1) 一般機械及び設備機械の輸入に際しては、輸入許可交付及び輸入契約締結の前提条件として、銀行の承諾が必要である。ただし、プラント輸入、付帯設備を含む一括輸入及び生産消費 (削減) に必要な輸入の場合を除く。輸入許

DDR 経済政策に関する重要関係法令 (Ⅸ)

可交付は、輸入の国民経済的必要性の審査を求める需要者の申請及び輸入融資契約若しくはDDR（国内）マルクでの融資認可による輸入信用状に基づいて行われる。

(2) 需要者は、計画した組立期日及び操業開始期日、承認された計画的効率及びその他の決定されている信用(融資)条件の遵守に関する書類を銀行に提示しなければならない。需要者は（当該事項を）遵守しない場合には、計画性の回復に関する施策をDDR国立銀行に実証しなければならない。銀行は、（需要者の）信用契約の不履行、とりわけ輸入した一般機械及び設備機械が計画どおりに操業開始しない場合、輸入信用に対する利子率を8%まで引き下げる権利を有する。基本利子率以上の利子の適用は、計画の対象とはならない。

第34条

コンビナート及び企業の外貨ファンドへの積立は、NSW輸入収益性に関する国家計画目標の不履行の際には減額しなければならない。

第7章 経理局長の増大する責任

第35条

経理局長の業務は、「経理局長政令」（1979年6月7日付，GB1. I. Nr.1 8）に基づき以下の事項にそって行われなければならない：

- コンビナートでの科学・技術的業績向上及び投資効率増大のために、中央組織が提示した効率基準に合致して研究・開発に関する「義務ノート」（条項）並びに投資に関する「基本決定条項」における経済的目的設定の監査；
- 厳格に承認された「義務ノート」に基づいて研究・開発に必要な財政資金が支出されているかの監査；
- 費用計画と計画物材ファンドとが完全に一致するよう監査すること；

百 濟

- 企業の費用計画の適格化のための施策の完全な導入及び支出の低減及び欠損の阻止のための管理上の決定に関する提言に役立つ施策の導入結果の判定；
- 輸出及び輸入の効率に関する監査及びその分析；
- 優先的かつ確実な国庫への納付及び財政フォンドの形成及び支出，在庫管理及び備蓄管理並びに締結した債務返済に際しての厳格な国家規律及び計画規律を不断に遵守するための施策の作成。

第8章 附 則

第36条

(1) コンビナート総ディレクターは，縮小した規模で計画し，かつ決算する工業部門及び建設部門での全ての中央所轄企業において，（当該）企業の主要製品に必要な原価箇所（Kostenstelle）及び原価負担者（Kostenträger）に従って原価計画及び原価決算を漸次実施しなければならない。その際労働の合理化により，コンビナートに課せられた指導及び事務業務に必要な原価削減のための国家計画目標の達成を確保しなければならない。

(2) 所轄大臣は，県評議会議長の提案に基づいて，縮小した規模で計画し，かつ決算している地方（組織）所轄のコンビナートの原価計画及び原価決算の適正化に関する決定を行わなければならない。

第37条

本政令は交付と同時に発効する。

1982年1月28日 ベルリン

ドイツ民主共和国閣僚評議会

（代行）W・クロリコフスキー

国家計画委員会議長

DDR 経済政策に関する重要関係法令 (Ⅸ)

(代行) クロプファー

閣僚評議会議員及び国家計画委員会次官

以下略

【解説】

『経済計算』は、DDRの経済管理・指導制度において重要な地位をしめている；

“Die wirtschaftliche Rechnungsführung ist objektive ökonomische Kategorie der sozialistischen Produktionsweise und Methode der sozialistischen Wirtschaftsführung der Betriebe, Kombinate und Vereinigungen, die zentrale staatliche Leitung der Wirtschaftseinheiten als Teile des einheitlichen Volkseigentums der planmäßiger Ausnutzung der Ware-Geld-Beziehungen verkünpft und darauf zielt, eine höchstmögliche Effektivität im gesellschaftlichen Interesse zu erreichen. Die wirtschaftliche Rechnungsführung beruht auf den ökonomischen Gesetzen des Sozialismus und ist mit ihren Methoden darauf gerichtet, diese Gesetze auszunutzen. Sie bringt die Stellung der Kombinate und Betriebe in der sozialistischen Wirtschaft, ihre ökonomischen Beziehungen zueinander, zur Gesellschaft sowie auch innerhalb des Betriebes im Zusammenwirken mit dem Plan zum Ausdruck. Die wirtschaftliche Rechnungsführung wird mit der Entwicklung der sozialistischen Wirtschaft und den Wirkungsbedingungen ökonomischer Element der Verbindung Kollektivier und individueller Interessen. Mit ihrer Hilfe wird die materielle und moralisch-ideelle Stimulierung der Kollektive und der Werktätigen hergestellt. Diese wird auf der Grundlage des Planes mit Hilfe eines Systems miteinander verbundener ökonomischer Stimuli vollzogen. Reale und stabile Pläne mit anspruchsvollen Zielen sind darum ebenso notwendige Bedingungen für die Wirksamkeit der wirtschaftlichen Rechnungsführung wie die ökonomisch richtige Bewertung der einzusetzenden Ressourcen, die aufeinander abgestimmte Entwicklung materieller und finanzieller Prozesse, die Existenz normativer Festlegungen für Ressourceneinsatz und finanzielle Verteilungen.”¹⁾

1) *Lexikon der Wirtschaft—Arbeit, Bildung, Soziales—*, Verlag Die

Wirtschaft Berlin 1982, S. 768-769

この『経済計算』の導入は、1951年9月に開催された“財政政策会議”において、ソ連邦の“ホジョラスチョート”制度の経験をふまえて、経済計算制度の導入を決定したとされている。そして最初の法律として『人民経済の企業における経済計算原理導入施策に関する政令——1952年3月20日——』が発効した。その後の「新経済制度」(NÖS; 1963-1967年まで)、「社会主義経済制度」(ÖSS; 1967年のSED第7回党大会)、1971年以降のホーネッカー時代の経済政策のように経済制度の変化にも拘わらず、『経済計算』は、経済制度の中心的課題として常に重要な地位をしめてきた。SED第10回党大会(1981年)、第11回党大会(1986年)において決定された『経済発展5ヵ年計画指針』においても、「Leitung, Planung 及び wirtschaftliche Rechnungsführung」の質的改善により、「経済成長の質的要因を複合的に解明し、かつ内包的拡大再生産が国民経済上の再生産過程のあらゆる分野及び段階で広範に実現できるように、役立てなければならない」と指摘している。²⁾

2) Vgl. “Direktive des X. Parteitages der SED zum Fünfjahrplan für die Entwicklung der Volkswirtschaft der DDR in den Jahren 1981 bis 1985”, Dietz Verlag Berlin 1981, S. 90

Vgl. “Direktive des XI. Parteitages der SED zum Fünfjahrplan für die Entwicklung der Volkswirtschaft der DDR in den Jahren 1986 bis 1990”, Dietz Verlag Berlin 1986, S. 40-41

とりわけ指摘したSED第10回党大会で決定した『5ヵ年計画(1981-1985)』の計画期間中に、経済計算制度の一層の改善に向けて、今回翻訳した『計画に基づく経済計算の一層の完成化に関する政令、1982年1月28日付』が制定された。その前文において、以下のように規定している：

「ドイツ社会主義統一党第10回党大会で決議された1980年代の経済戦略を実現するには経済計算のより一層の完成化が必要である。とりわけ生産消費の低減及びそれに伴う原価の引下げ、科学及び技術並びに投資に関する経済的実効性

DDR 経済政策に関する重要関係法令 (Ⅷ)

を高め、貿易活動の効率的向上及び在庫管理の改善こそが重要である。経済計算の完成化に必要な施策は、国民経済計画に基づいて、費用、価格、信用及び利子といった経済的カテゴリーを一層利用し、かつ財政資金運用及び当該資金を国民経済計画的視点から効率的に支出するために、コンビナート及び企業の責任を高める事に向けられなければならない。」(前文)

以上の目的を達成するために、以下の6ポイントを詳しく政令で規定している：

1. まず本政令第2章全体で詳細に規定しているが、原価低減を目的とした費用計画化の策定(第4条及び第5条)及び費用構想の作成(第7条)である；
2. 次には科学・技術的進歩の経済的効果の増大のための経済計算の利用である(第3章)；
3. 基礎ファンド効率及び投資効率を高めるための評価基準の適正化(第15条)及びとりわけ国庫への純利潤納付金の基礎である企業利潤確保のために信用及び貸付け利率を活用しての財政的義務遂行(第4章)；
4. 価格形成、とりわけ工業品価格分野での価格計算及び価格分析の改善(第5章)；
5. 外国貿易活動でのコンビナート及び企業の責任強化(第6章)；
6. 経済計算分野における第35条に規定している経理局長の責任強化(第7章)。

このような業務をつうじて、現在のDDR企業、国民経済全体の効率向上を複合的に達成しようとしているのである。これはまた例えば企業間、コンビナート間の業績比較、とりわけ費用比較をして、原価低減へのテコとして応用しようとしている(第11条、第2項)。

今回の下訳は前回同様、田島正規氏(駒澤大学大学院経済学研究科博士後期課程満期修了)にお願いした。田島氏とは、彼の修士課程時代からドイツ経済史にかんする文献を“原書講読”の形態で私的に読んできた。それは相当の量

百 濟

の蓄積になっている。その間、田島氏の読解力、語学力は飛躍的に向上した。現在では、逆に助けられている。翻訳の“作業”は、出来るだけ多くの人々の手を経るほうが、より正確となる。田島氏との逐一検討しながらの全体的な調整は、楽しい“共同作業”であった。田島氏には深く感謝するものである。

(1989年9月)